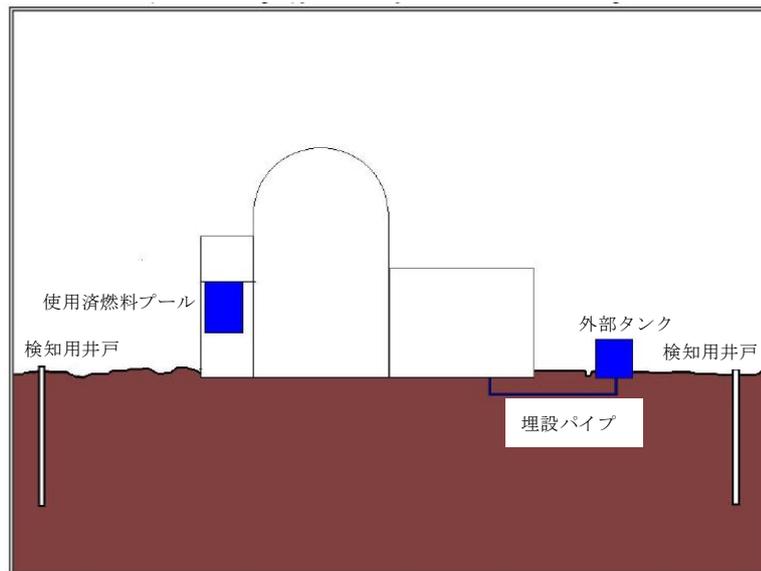
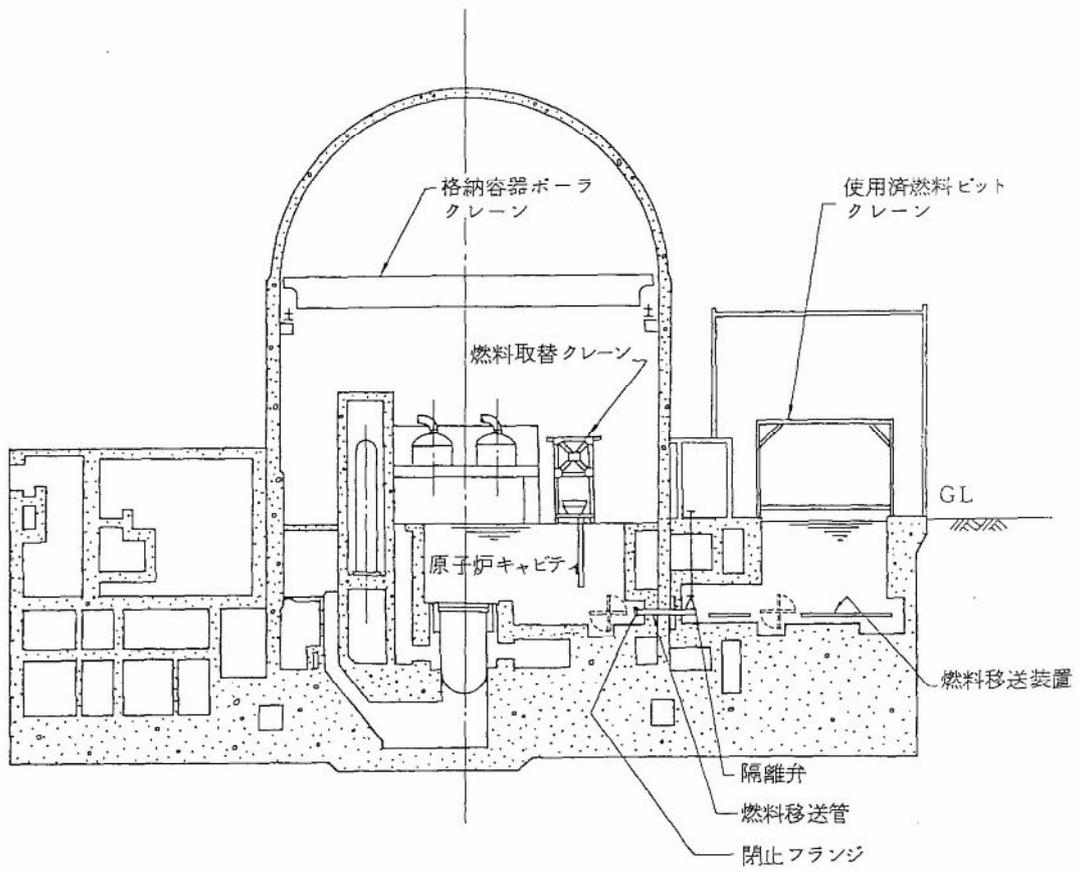


- ◆使用済MOX燃料は処分の方法も決まっておらず、高浜町に超長期にわたって保管され続ける危険性があります。
- ◆米国では、何度も使用済燃料プールのプール水漏えい事故が起き、環境が汚染されています。

将来にわたって高浜町の自然を守るため、
使用済MOX燃料の諸問題について慎重に検討してください



米国憂慮する科学者同盟の資料より

1. 使用済MOX燃料の「処理の方策」は決まっています。

★2010年頃から検討開始 その前提条件である六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の稼働は大幅に遅れている。

- プルサーマルが実施されれば、使用済MOX燃料が生み出されますが、その「処理の方策」は決まっています。政府が2005年に閣議決定した「原子力政策大綱」では、2010年頃から検討を開始するとなっています。その検討開始は、六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の順調な稼働が前提となっています。そのため、元の計画では、「もんじゅ」の運転や六ヶ所再処理工場の商業運転を3年程度は継続し、それを踏まえて使用済MOX燃料の「処理の方策」について検討開始することになっています。
- しかし、六ヶ所再処理工場は、高レベル廃液をガラス固化する最終工程で完全に行き詰まり、「もんじゅ」も14年ぶりに再開はしたもののトラブルが続いています。そのため、検討開始の前提条件は何も進んでいません。さらに、先日福井県を訪ねた近藤原子力委員長は、高速増殖炉の実用化について、現在の計画では2050年となっていますが、これがさらに先送りされると述べています。このように、核燃料サイクルや高速増殖炉サイクル政策は、六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の困難な現状によって、「夢物語り」となっています。

「第二再処理工場」等についての国の政策の変遷	
1987年 長期計画	民間第二再処理工場 2010年頃の運転開始
1994年 長計	民間第二再処理工場 2010年頃に方針決定
2000年 長計	六ヶ所再処理工場に続く再処理工場 2010年頃から建設計画について検討開始
2005年 政策大綱	使用済MOX燃料の処理の方策 2010年頃から検討開始

2. 「処分の方法」を明記できない使用済MOXを生み出すことは、原子炉等規制法に違反しています。

★原発の使用済燃料プールでの保管は「処分の方法」にあたらぬ（保安院、関電）。

★使用済MOX燃料は「再処理を行う具体的な計画を有しない」使用済燃料。

- 原子炉設置の許可を受ける場合、申請書に使用済燃料の「処分の方法」を記載することが義務づけられています（原子炉等規制法23条2項）。
- また「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」では、「使用済燃料の処分の方法については、その受渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること」となっています（第2条第1項第5号）。
- 原発の使用済燃料プールでの保管は、「処分の方法」には当たりません。このことは、原子力安全・保安院も関西電力（5月27日の大阪市内での本店との交渉）も認めています。
- 「処分の方法」について、関西電力は「再処理」だと述べていますが、再処理委託先を具体的に示すことはできていません。実際にそれまでと違って、1998年に関電が国に出したプルサーマル用の設置変更許可申請書では、委託先を明記していません。このことは、そもそも上記の国の法律に違反しています。

- ・使用済みMOXは再処理される見込がありません。関電の有価証券報告書では、使用済みMOX等に対しては、「使用済燃料再処理等準備引当金」が計上されていますが、これは、「再処理を行う具体的な計画を有しない」ものに適用するのだと関電は説明しています。

八、使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。

ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。

海外において再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

[1998年の関電プルサーマル用設置変更許可申請書より]

3. 使用済みMOX燃料は高浜原発の使用済燃料プールに超長期に保管され続け、もって行き場もないために、地元が核のゴミ捨て場になる危険性があります。

★使用済みMOX燃料は、例えば100年先に搬出先を決めてもいい。

★産業廃棄物には保管期間の上限があるが、原発の核のゴミには保管期間の上限なし。

- ・使用済みMOX燃料は六ヶ所再処理工場に運び出すことはできません。
- ・関電の上記申請書では、再処理委託先を具体的に明記していません。そのため、使用済燃料の搬出先について、これまでの「燃料装荷前」から「燃料搬出前」までに国に確認をうけるとしています。

	再処理の委託先の確認
1998年前	新燃料装荷前
1998年以降	使用済燃料搬出前
- すなわち、使用済みMOXの搬出が100年先であれば、その時に搬出先を届けばいいことになっています。

- ・このため、使用済みMOXは高浜原発の使用済燃料プールに超長期に保管されます。
- ・プールでの保管期間については、国の法律等でも制限は一切ありません。産業廃棄物では、「廃棄物処理法」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で保管期間の上限が定められています。しかし原発の核のゴミである使用済燃料にはそのような上限はありません。地元が使用済みMOXという核のゴミ捨て場になる危険性があります。

4. 米国では使用済燃料プールのプール水漏えい事故が起きて環境が汚染され、大きな社会的問題になっています。

★微量の漏えいが、気づかれることなく何年間も続く。

- ・米国ではインディアン・ポイント原発等で使用済燃料プールから水漏れが起きています。セーラム原発では、プールのライナーの背後にある漏えい検知溝がホウ酸等で詰まり、コンクリートを通じて5年間も漏れ続けました。トリチウム等の放射能を含む漏えい水は地下水を

汚染し、飲み水や周囲の川をも汚染しています。米国では、使用済燃料プールや地下に埋設された配管からの漏えいが既に27件も起きており、原発の老朽化による新たな危険としてとらえられています。

- プール水の漏えいは、ほんのわずかずつ、検知されることもなく何年間も続きます。検知井戸のサンプル調査（わずか3ヶ月に1回の調査）などでやっと見つかっているのが実情です。
- プール水漏えい事故は社会的に大きな影響を与えています。バーモンド・ヤンキー原発での漏えい事故によって、バーモンド州議会上院は、今年2月に原発の寿命延長を拒否する決議をあげています。

5. 関西電力のプールの管理では、微量の漏えいを検出することはできません。❖

★日本でも使用済燃料プール等からの漏えい事故が起きています。

- 関電の使用済燃料プール管理の基本姿勢は、少量の漏えいが起きてもプールの水位が一定程度保たれていればよいというものです（5月27日関電交渉）。
- 通常は1日1回の巡視とし、漏えいが14.4リットル/日(600CC/h)に達したら巡視を1日3回に増やすとしています。巡視回数は増やしても、少量の漏えいは放置するという姿勢です。しかし米国インディアン・ポイント原発でのプール水の漏えい量は、最大9.8リットル/日でした。関電の基準よりずっと少ない漏えいが5年間続き、環境汚染にいたったのです。関電のプール管理では、このような少量の漏えいは見逃される可能性が高いのです。また、セーラム原発のように、検知溝が詰まった場合など、全く手に負えません。さらに、米国のように、土壌への漏えいを検知する「検知用井戸」もありません（2頁の図参照）。
- 実際、日本でも2000年に伊方3号、2005年に福島I-2号、2007年に美浜1号で、プールのライナー溶接部で応力腐食割れによる穴があき、漏えい事故が発生しています。

[2003年3月 伊方3号]

- 伊方3号の使用済燃料プールのライナー（内張）溶接部に腐食が発生し、貫通穴が開いていることが明らかになりました。四国電力は、建設時に塩分を含んだ雨水がピット内に浸入し、応力腐食割れが発生したとしています。四電は7～8年間、腐食の進行に気が付きませんでした。リラッキング工事でたまたま見つかったのです。

[2007年3月 美浜1号]

- 美浜1号の原子炉キャビティ（燃料取替え用プール）の床ライナー溶接部から漏えいが発生し、コンクリートを通して、約7メートル先で漏えい水がしみ出す事故が起きました。当時行った関電交渉では、「いつから水漏れが始まったのか分からない」と回答し、また、しみ込み部1箇所のみ点検で済ませ、残り3箇所は「調査の必要なし」、しみ込んだホウ酸で鉄筋がサビる可能性も考慮していません。

[2005年4月 福島I-2号]

- 気水分離器等貯蔵プールで漏えい。1年後も漏えいは継続し、その後修理したのか不明です。

[関電の老朽化対策]

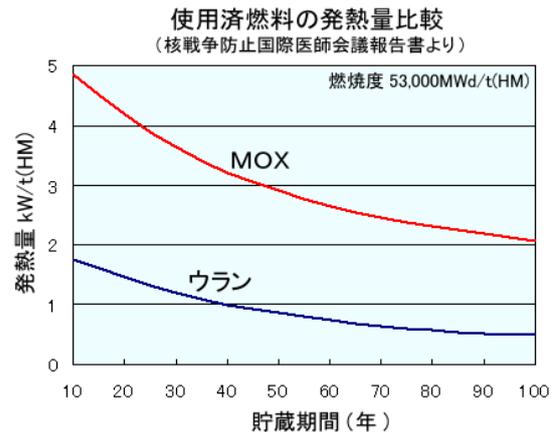
- 2008年に関西電力が出した高経年化技術評価書（大飯1号）では、美浜1号のキャビティでの漏えいを引き合いに出しています。ところが、使用済燃料プールは、キャビティのように水を抜かず、ドライウェット現象が起きないため、海塩の濃縮による応力腐食割れが起

きる可能性は小さいと結論付け、高経年化対策の対象から外してしまっています。しかし、伊方3号の事例が示すように、使用済燃料プールでも塩分による応力腐食割れが発生しています。また、使用済燃料プールでの貯蔵は超長期に及ぶ恐れが高いにもかかわらず、高経年化対策では60年間の安全しかみていません。

6. 将来、高浜町の環境が汚染される危険性があります。

★環境基本法の精神－「将来にわたる環境の保全」は原子力にも適用されます。

・使用済MOX燃料は、通常の使用済ウラン燃料と比べて、プルトニウム等が多く含まれおりアルファ線や中性子線を放出します。そのため図のように原子炉から取り出した後の発熱量は、使用済MOX燃料の場合、使用済ウラン燃料の10年後のレベルに達するのに100年以上かかります。仮に地層処分する場合、使用済MOX燃料は4～500年地上で保管しなければなりません。それほどに、使用済MOX燃料はやっかいな核のゴミです。



- ・放射線はいかに微量でも、細胞の遺伝子を傷つけ健康上の被害をもたらします。また地下水や土壌を汚染すれば取り返しのつかないことになります。高浜町の豊かな自然が、使用済MOX燃料により、将来汚染される危険性があるのです。
- ・人間の生産活動によって環境を破壊し続けてきた結果、様々な環境問題が生じています。その教訓は、現在だけでなく将来にわたる環境を保全しなければならないということです。現在の世代の責務は、将来の世代に安全で豊かな環境を保全し引き渡すことです。環境基本法でも次のように述べられています。

・・・現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。(環境基本法 第3条)

- ・この環境基本法の精神は、原子力にも適用されます。原子力委員会の長期計画策定会議資料(「環境適合性について」)では、「原子力事業に対する適用：環境基本法に規定する基本理念や責務などは、原子力活動(に係る国、地方公共団体、事業者及び国民)に対しても適用される」(2004年10月 第9回資料第8号)と書かれています。

使用済MOX燃料の超長期の保管によって、将来にわたって高浜町の豊かな自然が放射能で汚染されることのないよう、

夏は海水浴に、さらに古くから「鯖街道」の名で知られるように食を通じて、豊かな自然の恵みで若狭地方と関西は結びついています。それが将来にわたって続くよう、使用済MOX燃料の諸問題を慎重に検討され、それまではプルサーマルの実施を認めないでください。